

鳥取県告示第29号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年3月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月20日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

1 申請のあった年月日

平成21年1月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県障害者相談支援専門員協会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

光岡 芳晶

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市道笑町二丁目126桑本ビル1階

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県内の、障害のある方に対する相談支援において、障害者ケアマネジメントの理念と手法の啓発、普及を図ることによって、障害があっても、地域で当たり前で暮らせる社会の実現と、県内の障害者ケアマネジメント体制、相談支援体制の整備、充実に寄与することを目的とする。